

一般社団法人日本独文学会会員に関する規程

(2019年6月8日施行)

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条の一般社団法人日本独文学会（以下「本会」という。）の会員の権利に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の権利)

第2条 正会員は各自の研究調査活動を通じて、賛助会員は本会の事業に資する活動を通じて、本会の事業に参加することができる。

2 会員は、機関誌や会員名簿の送付など、学問研究上の便宜および本会の事業に関わる便宜をうけることができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。